# 指定管理者議案説明資料

# 所管 教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

施設の名称(所在地)	札幌市青少年山の家(南区滝野)
選定方法	公募

#### 1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市青少年山の家条例				
(a) 和栗日份	国営滝野すずらん丘陵公園等の自然環境の中における宿泊を伴う集団生活、				
(2) 設置目的	野外活動その他の活動を通じて青少年の健全な育成を図ること。				
	ア 青少年の集団生活活動のため、山の家の施設を利用に供し、必要な指導				
	及び助言を行うこと。				
	イ 青少年の集団生活活動の振興及び普及を図るため、各種研修会等を開催				
(3) 施設の事業内容	し、及び指導者の養成を行うこと。				
	ウ 青少年の集団生活活動に関し、調査研究を行い、並びに資料を収集し、				
	及びこれを提供すること。				
	エ その他設置目的達成のために必要な事業				
(4) 現在の指定管理者	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会				
(5) 指定管理費	128,635千円(令和4年度予算額)				

#### 2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会			
所 在 地	札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号			
代表者名	理事長 野崎 清史			
設立年月日	昭和55年4月1日			
	人とのつながりを通じて青少年の健全育成と青少年女性の社会参加を促進し、魅力あ			
設立目的	ふれる地域社会創造のための主体的な活動を支援することにより、地域社会の発展及び			
	向上を図り、もって豊かな生活の実現に寄与すること。			
基本金	10,000千円(※札幌市出資額 2,500千円、出資割合 25%)			
職員数	1,138人(令和4年8月1日現在)※役員及び嘱託職員、臨時職員等を除く。			
	(1) 地域活動等事業			
	まなびのサポート事業、地域若者サポートステーション事業、子どものくらし支援			
事業概要	コーディネート事業等			
(令和3年度)	(2) 施設管理事業			
	若者支援施設(5館)、児童会館(109館)、青少年山の家、定山渓自然の村、			
	北方自然教育園、札幌エルプラザ公共4施設、こども劇場(2館)、ミニ児童会館(9			

	0 館)、千歳市児童館(9 館)、千歳市学童クラブ(1 7 箇所)等の管理運営業				
決 算	収入 7, 424, 006, 496円				
(令和3年度)	支出 7, 215, 284, 689円				

### 3 指定期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

### 4 選定結果

別紙のとおり

## 5 事業計画

項目	事 業 内 容					
青少年の集団生	利用団体が安全で効果的な活動が行えるよう、申込み段階から入館、退館まで、無					
活・野外活動等の指	理のないプログラム運営のアドバイスとサポートの体制を整える。また、教職員向					
導助言に関する業	け説明会や下見会を定期的に開催するとともに、環境教育や様々な社会的課題の解					
務	決の視点を意識した活動プログラムを開発・提供する。					
青少年の集団生	これまでのノウハウを最大限に活用しながら、体験普及振興・啓発事業、社会課題					
活・野外活動等の普	に基づく事業及び指導者養成事業の3つを柱として、関係団体とも連携した教育効					
及振興に関する業	果の高い各種事業を展開する。					
務						
青少年の集団生	大学、学識経験者等とのネットワークの構築や施設利用者等へのニーズ調査による					
活・野外活動等の調	情報収集に努め新たなプログラム開発を行う。また、収集した情報をもとに情報誌					
査研究に関する業	等を作成し、ホームページなどで公開する。					
務						
その他山の家の設	給食業務に当たっては、食育や地産地消に取り組むとともに、食物アレルギーを持					
置目的を達成する	つ利用者への対応も行う。また、委託業者とも連携し、魅力あるメニューの開発・					
ために必要な業務	提供を行う。					
体験活動事業(自主	様々な要因で体験活動への参加が困難な状況にある児童・生徒を対象に、支援団体					
事業)	等と連携した体験機会の提供を行う。					

6 **収支計画** (単位:千円)

	<b>塔</b> 口	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
	施設総収入	190, 102	195, 942	202, 015	208, 688	208, 688	1, 005, 435
	指定管理業務に係る収入	188, 782	194, 622	200, 695	207, 368	207, 368	998, 835
	指定管理費	127, 294	127, 294	127, 294	127, 294	127, 294	636, 470
_	利用料金	52, 322	57, 647	63, 185	69, 273	69, 273	311, 700
	その他の収入	9, 166	9, 681	10, 216	10, 801	10, 801	50, 665
	自主事業等収入 (うち指定管理業務充当分)	1, 320	1, 320	1, 320	1, 320	1, 320	6,600
	施設総支出	189, 212	195, 821	203, 048	207, 800	209, 554	1, 005, 435
	指定管理業務に係る支出	187, 892	194, 501	201, 728	206, 480	208, 234	998, 835
	自主事業等支出	1, 320	1, 320	1, 320	1, 320	1, 320	6,600
	収支の差額	890	121	△1, 033	888	△866	0

<sup>※</sup> 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。